



平成 28 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 : 住 江 織 物 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 会 長 兼 社 長 吉 川 一 三
(コ-ド[®] 番 号 : 3501 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 経 営 企 画 室 部 長
新 實 啓 悦
(TEL 06-6251-6803)

**第 127 期 有 価 証 券 報 告 書 (自 平 成 27 年 6 月 1 日 至 平 成 28 年 5 月 31 日) 及 び
第 128 期 第 1 四 半 期 報 告 書 (自 平 成 28 年 6 月 1 日 至 平 成 28 年 8 月 31 日) の
提 出 期 限 延 長 申 請 に 係 る 承 認 の お 知 ら せ**

当社は、平成 28 年 8 月 30 日付けで、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 3 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認及び同内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認を受けましたので、お知らせいたします。

今回の会計処理問題により、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書

- (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
- (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

- (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
平成 28 年 8 月 31 日
- (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)
平成 28 年 10 月 15 日

3. 延長後の提出期限

- (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
平成 28 年 10 月 31 日
- (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)
平成 28 年 11 月 15 日

4. 今後の見通し

平成 28 年 8 月 25 日付「第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日) 及び第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)

の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の米国現地法人（Suminoe Textile of America）における会計処理問題に関しまして、米国における外部調査機関による調査に加え、第三者委員会を設置し、その実態解明に努めております。当社は、現在も、第三者委員会及び当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツとの連携を密にし、情報を共有し、必要な調査等に全面的に協力しておりますが、今後も、当該全面的な協力体制を継続することで、早期に第三者委員会の調査報告書を受領できるよう努めてまいります。

また、第三者委員会の調査報告書が提出された後には、速やかに第 127 期有価証券報告書の作成作業を進めるとともに、有限責任監査法人トーマツと常時情報を共有すること等によって、有限責任監査法人トーマツの監査及びレビュー手続きが滞りなく進むよう、引き続き全面的な協力を行って参ります。

これにより、延長後の期限である平成 28 年 10 月 31 日までに第 127 期有価証券報告書を提出することができる見込みであり、また、それを前提とする第 128 期第 1 四半期報告書についても、延長後の期限である平成 28 年 11 月 15 日までに提出することができる見込みです。

以 上